

第 1 章

計画の目的と 位置づけ

第1章 計画の目的と位置づけ

1-1 計画策定の目的

第6次瀬戸市総合計画では、将来像を「住みたいまち 誇れるまち 新しいせと」とし、わたしたちのまちが市民にとって暮らしたい、企業にとって活動したいと思われるまちとして、これから先も人や企業の営みによって支えられ、様々な世代の人たちが地域の中で支え合い、健康で、心豊かに暮らしていくことができるまちとなっていくことを目指していきます。

また、歴史や伝統文化、豊かな自然環境などに代表される瀬戸市の持つ魅力を「まちの誇り」として、多くの市民と共有しながら世界に発信するまちづくりを進めていくこととしています。

これを受け、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすること、災害から人命を守ること等を推進していくため、都市計画マスタープランを改訂し、将来都市構造として「多極ネットワーク型コンパクト構造」を目指すこととしています。

都市交通マスタープランは、都市機能や居住機能を有機的に連携する交通ネットワークの構築や、駅やバスセンターなどの交通結節機能の強化により、安全安心な都市環境の向上を図るとともに、地域産業の振興と連携・交流を実現するために実施すべき瀬戸市全体の交通施策の方針を示すものです。

1-2 対象区域と目標年次

本計画は、瀬戸市全体を対象とし、長期的な都市交通の姿として20年後の平成48年（2036年）を見据えながら、都市交通の実現に向けて、概ね10年後の平成38年（2026年）を目標年次とします。

1-3 計画の位置づけ

本計画は、第6次瀬戸市総合計画や瀬戸市都市計画マスタープラン等に即して、目指すべき都市交通の方針と交通政策を示した指針として定めます。

また、人口減少や少子・高齢社会などの社会潮流を踏まえた立地適正化計画、地域公共交通網形成計画や総合交通戦略等のまちづくりや道路・公共交通などの具体的な取組みへと展開を図ります。

■ 瀬戸市都市交通マスタープランの位置づけ

